# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社タカ電設		代表者氏	<b>毛名</b>	新居	貴雄	
主たる営業所	こる営業所 岡山市南区築港栄町10-11						
の所在地	阿田印用区来抢水  10	1 1					
許可番号	岡山県知事	許可を受けてい		ح			
	般-3 第23286号	る建設業の種類	Ę				

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年6月20日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項	(第2号該当)	

#### 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定による指示

- (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに 周知徹底すること。
- (2) 建設業法及び関係法令を遵守する組織体制を整えるとともに、社内教育を継続的に実施すること。
- (3) 上記(1) 及び(2) について、同社が講じた内容を文書により報告すること。 (研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、同社において上 記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。)

## 処分の原因となった事実

## 経営事項審査の虚偽申請

株式会社タカ電設は、令和4年12月31日及び令和5年12月31日を審査基準日とする経営事項審査において、技術職員の常勤性を証明するための確認資料に、有効ではない健康保険被保険者証の写しを提示するとともに、令和4年12月31日を審査基準日とする経営事項審査にあっては、その申請により得た経営事項審査結果通知書をもって、本県に対し令和6年度・令和7年度建設工事入札参加資格審査の申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

その他参考	کے	な	る	事	項
その他参考	کے	な	る	事	邛